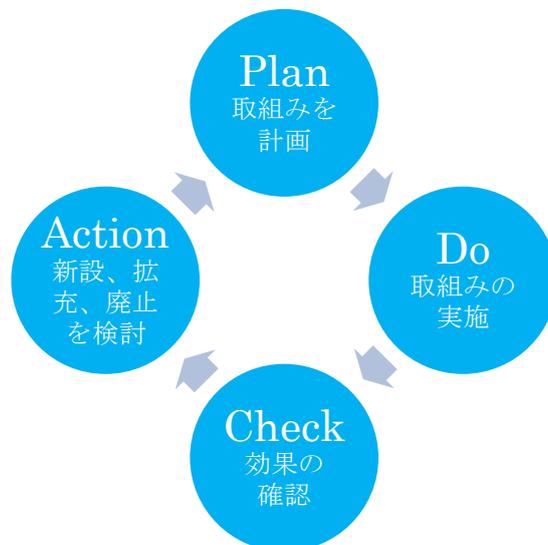


第7章 進行管理と推進体制

1 進行管理

毎年度、取組みの実績をとりまとめ、PDCA サイクルにより、継続的に業務を改善していきます。



2 推進体制

本計画を推進するための方針、体制等は、次のとおりとします。

(1) 所有者等の協力

空き家等は、個人財産であることから、その所有者等の協力が不可欠です。

そこで、所有者等の責務について周知徹底を図り、本市の取組みについて協力を求めています。

(2) 地域との連携

空き家等の問題は地域の問題にもなることから、地域の協力が重要です。

そこで、地域に詳しい町内会・自治会や民生委員と連携・協働し、空き家等の早期発見や未然防止を図ります。

また、空き家等の問題に対する意識の向上、地域コミュニティの活性化に向けた取組みなど、様々な面で地域と協力して空き家等対策を推進していきます。

(3) 庁内連携

空き家等の問題は、空家法に限らず、建築基準法や消防法、道路法、災害対策基本法などの各法律の目的に沿った適正な措置を講じられる場合もあるため、関係各課と情報を共有し連携して取り組むことで、早期の解決を図ることができます。

今後も庁内連携に努めながら、情報共有や必要な調整等を図り、空き家等対策を推進していきます。

(4) 春日井市空き家等対策協議会

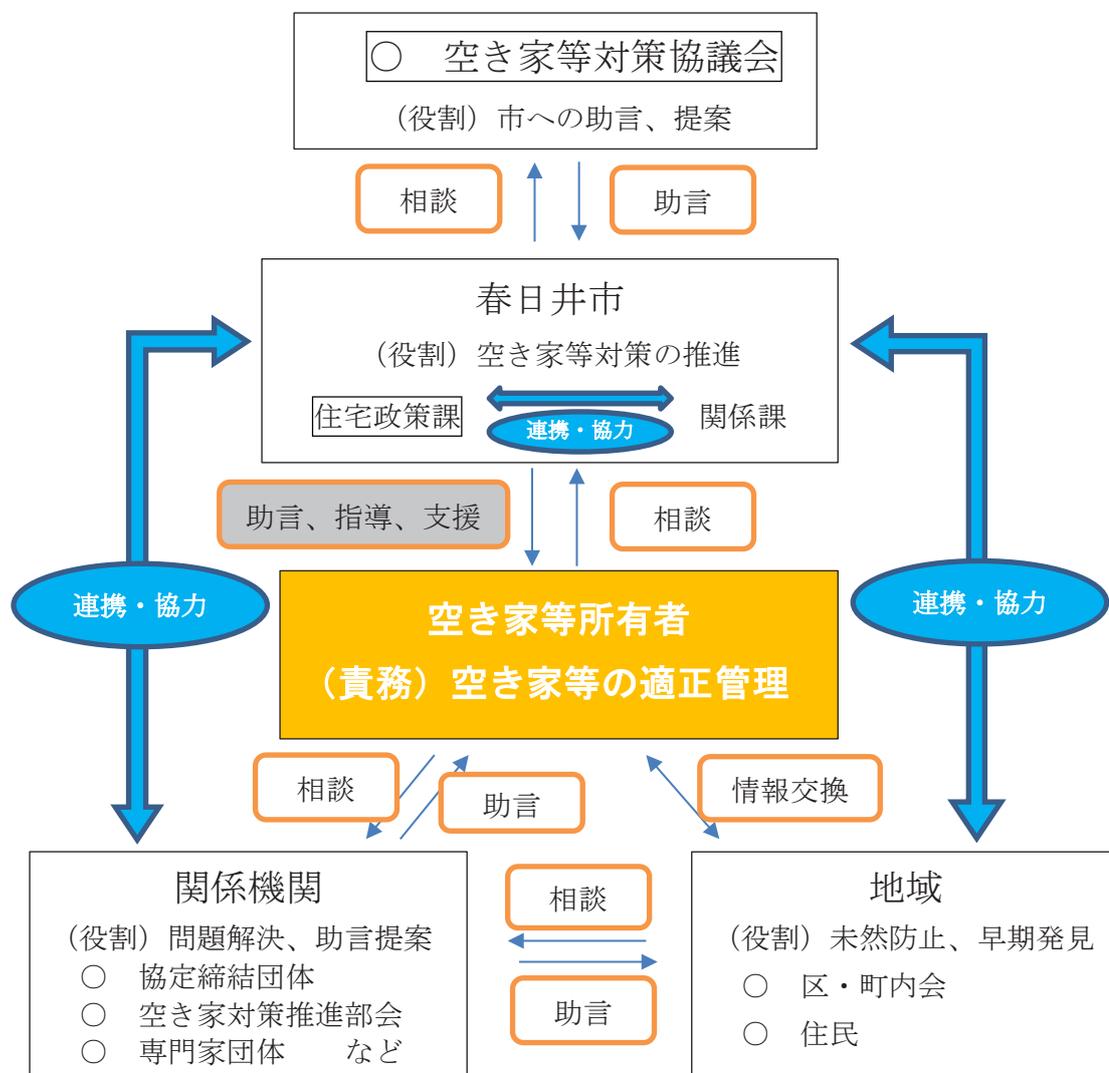
協議会は、弁護士、建築士、司法書士、宅地建物取引士、税理士等の専門家や地域の代表者等を中心に構成されています。

今後も計画の変更、取組み実施に関する協議や情報共有などを行い、計画の進行管理や効果的な取組みを検討していきます。

(5) 連携協定団体、各専門家団体等との連携

空き家等の利活用、流通の促進や問題の解決について、よりの確かつ迅速に対応するため、専門家団体と「春日井市空き家等対策に関する連携協定」を締結しています。

今後も、連携協定団体や各専門家団体等と様々な面で連携を図り、より充実した空き家等対策を推進していきます。



【連携協定締結団体】(2020年(令和2年)4月1日現在) 【空き家対策推進部会】(2020年4月1日現在)

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・春日井商工会議所 ・公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会 ・一般社団法人住まい管理支援機構 | <ul style="list-style-type: none"> ・春日井商工会議所 ・春日井市 |
|--|--|

